

## 陳述書

平成31年3月13日

被告 宮部龍彦

### (1) 私と部落との関わりについて

まず、後で述べますが個々の部落は別のものであって、歴史的経緯も現況もそれぞれ異なり、時代によっても違いがあるということが前提ですが、まず私と部落との関わりについて陳述します。

以前の準備書面にある通り私は鳥取県鳥取市下味野の出身です。高校生の時までそこで生まれ育ちました。

「下味野は部落だ」ということは小学5年生の時に学校の授業で教えられたものです。そして、下味野の一部の児童がいわゆる「部落民宣言」をさせられたのですが、それに至る経緯や、なぜ下味野という区域内で「部落民宣言」をさせられた児童とそうでない児童がいるのかということは全く教わっていません。学校では同和問題についての特別な授業がありましたが、部落は差別されてきたといった一般論だけで、下味野の過去の歴史等は教えられることはなく、詳しく調べて分かったのは成人した後のことです。

おそらく、私に限らず父親も含めて戦後世代は全般にそうだと思いますが、下味野は、もともと複数の自治会に別れているのだから、部落・一般という考え方はありません。

私の生まれ育った時期は同和事業により部落は改良済みで、バブル景気の最盛期だったので、下味野の土建業者は非常に潤っていました。そのため、いくら学校で部落は差別されてきた、貧しかったと言われても、全く実感がありませんでした。

ただ、改良住宅住まいの素行不良な兄弟がいて、部落内外無関係に誰からも嫌われており、脅されたり暴力を振るわれたりしそうになったら「貧乏、借家、借金」の3語を浴びせて泣かせて無力化するというのが定番化したことがありました。しかし、当時は改良住宅が同和事業で作られたものという知識はなかったし、経緯が経緯なので誰も部落差別というとらえ方はしていませんでした。

また、高校になると「あいつの家は部落だ」とか「部落の者に逆らうと鎌や竹槍を持って襲ってくる」と陰口を言う生徒がいました。しかし、どこが部落かということや、水平社運動や解放同盟の行政闘争等を学校が教えればそうなるのは当たり前で、学校が原因だと思っていました。そう考えるのは私だけではありませんでした。実際、同和地区の女子生徒が、もう授業で部落問題をやるのは止めてと教師に泣きついて教師が困っているということがありましたし、わざと差別発言をして、騒ぎになることを面白がっている生徒もいました。

あるとき、差別の事例として結婚差別のための身元調査をした人が「解放同盟の裏の組織に殺される」と言っていたという話が授業で出てきました。その日、ちょうど八鹿高校事件の民事訴訟で、教師を暴行した解放同盟員への賠償請求が確定したことが新聞に出ていたので、それを引き合いに私が「解放同盟がこんなことをしていたら、そう言われても仕方ないのでは」と教師に言ったところ、生徒は誰もが私に賛同して、授業になりませんでした。

そのような調子なので、学校が行っている部落問題に関する教育は現実と乖離しており、ある種の洗脳教育という認識が当時からありました。

そして、成人してから文献を調査したり、詳しい人に聞いたりして、ようやく歴史的背景が分かるようになりました。

下味野の中でも千代川に近い地域が部落とされており、下味野本村の枝村である「赤池」という穢多村の存在が江戸時代の文献に出てきます。そして、実際に戦

後間もない頃まではバラック小屋のような家が密集しており、差別のために近親婚が多かったと聞いています。ただし、江戸時代の軒数と現在の軒数には大きな開きがあり、幕末から明治初期に千代川の河川改修の人夫が移り住んできたと言われていています。下味野で、江戸時代の先祖の誰が穢多だったのか知っている人を見たことがありません。

下味野旧赤池の立地は北川という支流が千代川に流れ込んでおり、そこで堤防が切れている低地にあるので、私が子供の頃は大雨が降るとすぐに田畑が水に浸かる状態でした。また、江戸時代の文献には、村の起源が現在よりも下流の場所で戦国時代にあった水害の避難民であることが記されており、貧しさの原因は差別ではなくそのことにあったと思います。

明治後期に下味野本村の旧庄屋が働きかけて、旧庄屋の寄付と村の予算で赤池の改善事業を行い、就学率100%と税金の滞納ゼロを実現したため、優良部落と言われていました。さらに転機になったのは1952年に鳥取市街が壊滅した鳥取大火で、瓦礫の撤去等を行ったのは主に部落の住民で、特に下味野は土建業者が多数設立されて復興特需で大いに潤ったということです。

戦後の部落解放運動を主導したのは前田俊政という解放同盟中央本部役員・鳥取市議会議員で、元共産党員で、大阪で行政闘争の手法を学んだと聞いています。また、彼は本村の旧庄屋の小作人でした。過去の経緯から分る通り、少なくとも明治末期以降は下味野旧本村と旧赤池の関係は差別した・されたというようなものではなくて、「なあなあ」の関係で。同和事業の時代は解放同盟や隣保館館長に口利きしてもらって同和事業の恩恵を受けた本村住民は多いと聞いています。

このように1つの部落だけでも過去の歴史と経緯は複雑で、「差別されてきました」だけで片付けることはできません。

しかし、このような事を知っている人はごく一部に限られ、鳥取市では下味野全

体を部落と思っている人が多いです。むしろ旧下味野本村の方に刑務所や牛小屋があるので、部落は刑吏や屠殺に関わってきたというステレオタイプから、そちらが部落だと思っている人が多いです。私自身は作家の上原善広氏から初対面でいきなり「宮部さんは部落出身なんですよ？」と言われたことがあり、なぜそう思うか聞くと、鳥取市の職員から聞いたということでした。

そのため、地名から部落民が分かるとか、結婚差別につながるといった言説は奇異に感じます。鳥取市によって同和地区の呼称として「下味野」が使われたので、下味野の区域の住民は、よそからは部落民と思われている一方で、ほとんどの人はそのことは気にせず様々な人と交流を持ったり、結婚したりしています。結婚差別についてどう思うか父親に聞いてみたことがあります。「自分から部落出身だっちゃあな事を言わんかったら分かんのに」という感想でした。確かにそうだと思います。

かつて「部落民宣言」をしていた同級生に聞いても、仮に部落出身かと聞かれたとしても「知らんがな」としか答えようがないということでした。江戸時代の先祖と今の自分がどのようにつながっているか分かる人はほぼ皆無なので、確かにそれが最も簡潔かつ正確な答えです。

ちなみに、私の母の実家が新大阪駅の近くにあったため、中高生の頃に新大阪駅近くの日之出・飛鳥同和地区をよく散歩しました。JR 東淀川駅近くの歩道橋に「部落解放基本法制定を！」と解放同盟日之出支部の横断幕が掲げられているのを見て、兄が「わざわざここは同和地区だと宣言しているな」と笑っていたのをよく覚えています。

部落がからむとヒステリックになって、寝た子を起こすなは間違いだとか、部落民以外は差別者かのようなことを言うような教師を中学高校で見ましたが、そういう人は洗脳されているというのが少なくとも中学生になってから以降の認識でした。

## (2) 国・地方自治体等が行っている同和行政について

私が同和行政について本格的に調べるようになったきっかけは、2005年10月12日に鳥取県議会で成立した「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」です。全国的に話題になっているし、鳥取県で人権と言えば「同和がらみ」であることはすぐに分かるので、ブログ「鳥取ループ」を立ち上げて、鳥取県の同和事業や同和教育に関する様々な情報を公開しました。

これは非常に反響があり、ブログにアクセスが殺到し、メールで様々な情報提供があり、行政の内部文書等が郵送されてくるようになりました。そういった物を無駄にする訳にはいかないし、何よりも自分自身の興味があったので、関係者に電話したり、図書館や公文書館で文書を探したり、情報公開制度を利用して裏取りのための調査をしたりするようになりました。そこで同和行政についての知識がかなり広がりました。

私にとって衝撃的だったのは「部落解放鳥取県企業連合会」の事です。その会員企業だけが鳥取県および鳥取市の公共事業の入札で優遇されていました。どのような団体で、なぜ優遇されているのか私には全く知識がなかったのですが、いろいろな人に聞いてみると、そこは同和地区の企業だけが入っているのではないかと言われました。

そこで、半信半疑で当時自分が知っている同和地区に所在地がある土建業者を地図で調べて、電話して加入しているか聞いてみました。すると、ことごとく加入しているという答えでした。これがなぜ衝撃的だったのかというと、部落差別は江戸幕府が作った身分制度に起因しており、穢多頭や非人小屋のような組織が為政者と連携していたと学校で教えられていたことです。すると、同和地区の業者だけの団体が存在し、それを県や市が優遇しているとすれば、穢多や非人を同和と言い換

えただけで、江戸時代と同じような仕組みが鳥取県に存在するということになるためです。実際、ほぼ私の思ったとおりで、「部落解放鳥取県企業連合会」は部落解放同盟鳥取県連合会の会員が経営する企業による団体です。同様の団体は京都、大阪、滋賀など各地にあります。

他に、同和対策固定資産税減免というものがありました。これは、同和地区の土地あるいは「同和関係者」（つまりは部落民）と行政に認定された人が所有する土地の固定資産税を減額する制度です。これについても、様々な資料から歴史的背景を含めて調べたのですが、その過程で実は江戸時代には穢多の所有する土地に対する地租の減免制度があり、いわゆる解放令でそれが廃止されたということが分かりました。つまり、同和対策固定資産税減免は江戸時代の身分差別をさせたようなもので、この研究結果も私には衝撃的でした。

他にも分かったことは多数あります。国においては未だに同和関係者に対する失業手当の増額が続いていること、「部落民宣言」のような教育では大阪でも行われていて主に高校で行われていたこと、歴史的に明らかに部落とは関係ない場所が同和地区指定された事例がいくつかあること、鳥取市では平成8年まで明確に同和地区の区域が定められておらず、かなりいい加減だったこと等です。

滋賀県を中心にいくつかの部落を訪れ、地元の方から地域や解放同盟や行政の内情を教えてもらうこともありました。結婚差別や就職差別の事例も聞いていますが、部落出身だから差別されるというような単純なものではありません。草津市のことですが隣保館の生活相談員が自分の娘も未だに結婚できないと講演で訴えている一方、地元の方は「部落とか関係なくあのバアさんの娘だから結婚できへんのちゃうか」と嘲笑しながら話し、その後その生活相談員が報酬の二重取りをしていると住民監査請求がされたことがありました。

また同じ草津市では新田はガラが悪いとよく言われるのですが、同じく同和地区

の西一の住民に聞くと新田の子とは付き合うなど親から言われてきたということでした。つまり、部落住民が別の住民を差別しているような状況がありました。背景としては新田が「スラム」であったことで、図書館で排水が流れてゴミが散らかっているような昔の新田の写真を見ることが出来ます。1970年頃までそのような状況があったので、その環境で育った世代がまだ現役ということを理解しないとイケません。私が聞いてきた、単純に差別の2文字で言い表せないような問題が、他の地域でも書ききれないくらいあります。

今も研究を続けていますが、結局のところ同和行政は部落差別の解消につながったところか、現在の「部落差別」の主な原因そのものではないかと思っています。事実上部落民という身分を行政が認定して、特別な扱いをするという構図は江戸時代の身分制度と変わりません。「いや、江戸幕府がしたのは差別のためだが、今の政府がしているのは差別解消のためだ」と反論されるかも知れませんが、江戸時代の価値観でも権力者が意図的に民衆を苦しめることは悪です。今の価値観では差別でも、江戸時代の為政者は善意で行っていたはずで、そのような意味では今の政府が善意でやっていることも違いがありません。

一方で貧困(この貧困も単にお金の問題ではないという正しい認識が必要です)が差別の原因ということも間違いのない事実です。そして、それは部落というくくりを抜きに解決できます。後述しますが、貧困を解消して差別から解放された部落はいくつもあるからです。

### (3) 部落の特定方法について

原告らは私が裁判で負け続けていると言っていますが、いわゆる情報公開訴訟で同和地区の場所を行政自らが公開することを拒まれたということであって、私自身が同和地区の場所を公言することを禁止する判決が確定したことは一度もありません。

せん。また、全て敗訴しているわけではなくて、滋賀県東近江市の同和地区施設の設置管理条例の公開が命令されて、実際に公開された大津地裁の例があります。

また、裁判の過程で多くの手がかりが出てきました。例えば情報公開制度における概念に「グローマー拒否」というものがありますが、同和行政が関わるとグローマー拒否によって新たな情報が明らかにされるという興味深いことが分かりました。例えば、公共事業がどこで行われたかといった問い合わせの結果がグローマー拒否となることはまずあり得ないことですが、同和行政が関わると起こり得ます。実例を挙げると、下味野で小集落改良事業が行われたのかという趣旨の情報公開請求を鳥取市にしたところグローマー拒否されたことがありました。この場合、鳥取市においては小集落改良事業の対象地域が例外なく同和地区である事実を公開したのと同じこととなります。同和地区の場所を是が非でも秘密にするには、公開でも非公開でもなくグローマー拒否するしか方法はなく、なおかつそのようなことは同和事業のような極めて特殊な事業でなければ起こりえないからです。これは学問的にも非常に重要な事実だと自負しています。

いずれにしても、真正面から請求しても同和地区の場所は公開されないということが分かったので、私は2008年頃から様々な方法で同和地区の場所を特定する方法を研究しました。やはり隠されるほど見たくなるのと、2007年に滋賀県愛荘町に同和地区の場所を問い合わせた人が差別事件として糾弾されたことが大きく影響しました。

部落の場所を特定する手がかりは、まず、同和地区施設の設置管理条例です。インターネット上で各地の地方公共団体が例規集を公開していたので、その中から隣保館、教育集会所をはじめとする公共施設の設置管理条例を調べました。これはかなり強力な方法です。ある市町村の同和地区の地名が1つ分かれば、その

地名が掲載された文書を市町村のウェブサイト内で探索すれば芋づる式に事実上の同和地区一覧となっている文書が見つかりました。ある公共施設の設置場所が和地区であればその施設は同和対策目的であり、同種の施設が設置された場所も同和地区である可能性が高いためです。

当初の私の知識はその程度だったのですが、部落の場所を特定することを趣味としている人は意外と多く、ブログのコメントやメールで助言が送られてくることがありました。例えば既に証拠として提出している、部落リストが掲載されている出版物は最初それらの存在を教えてもらい、次第に自分なりに探し方を考えて、見つけていったものです。

社会事業大学図書館での『全国部落調査』の発見に至る前に、鳥取県内の部落については解放同盟系の出版物に掲載されていた浄土真宗大谷派の穢多寺のリストと、公益社団法人鳥取県人権文化センターの出版物を手がかりに発見した『新平民に関する調査表』からほぼ全て突き止めていました。特に浄土真宗大谷派の穢多寺リストは重要で、鳥取県では浄土真宗大谷派の檀徒と古くからの部落住民はほぼイコールであることが分かります。

他に知ったのが名字を手がかりにする方法です。部落改善事業、融和運動、水平社運動の資料を図書館で探し、当時部落民とされた人の人名を探します。そして、ある市町村で同じ名字で複数の人が見つければ、その市町村でその名字が多い場所をゼンリン住宅地図や電話帳で探します。見つければ、そこが部落の可能性が高いということです。

特に戦慄を覚えたのは、ゼンリン住宅地図で横須賀市武にある同和住宅(現在は一般化)武ハイム A 棟の住民の名字を調べて、同じ名字が分布している地域を調べると、そこが横須賀市林2丁目であるという部落特定の手法を知ったときです。これが衝撃的なのは、同和事業で作られた住宅の存在自体が、少なくとも行

政が同和関係者と認定した個人の人名リストとなっていることです。「だから「部落解放同盟関係人物一覧」のようなものを擁護するのか」と言われるかも知れませんが、重要な事実だと思っています。「ネットに載せるのは違う」と言われるかも知れませんが、昨年12月14日にゼンリンが「配達アプリ」というスマホアプリを公開しており、月額1600円払えばネットで住宅地図を見放題になっています。また、同和対策の共同墓地の墓石の名字が「グーグルストリートビュー」で見えることがあります。

他に古地図サービスも参考になります。「穢多村」というような記述は消されていることもあります。部落問題の研究書等に記載された旧地名が分かれば十分に手がかりになります。

また、国土地理院が公開している過去の航空写真も使われます。現在は都市化したような場所でもかつての村の範囲が分かるし、当時から都市化していた場所でも貧困地域であれば住宅が密集しており周囲と明らかに違和感があるので分かる場合もあります。

無論、これで個人の先祖の身分まで分かるものではありませんが、どこの誰が部落民と見なされていたということが分かりますし、同和住宅や共同墓地に至ってはその存在自体、行政が同和関係者と認定した個人を特定するものです。

部落を特定する行為を非難するのであれば、非難するに足るはあまりにも容易いことであるし、原告解放同盟らが求めてきた同和行政こそが部落の特定をおこなっているのに、欺瞞に満ちていると言わざるを得ません。

#### (4) 『全国部落調査』の学術的価値について

原告らによる『全国部落調査』に対する出版禁止の仮処分申請と訴訟の提起は新聞で広く報じられ、被告宮部にもメールや電話で反響がありました。その中でも

多かったのが、『全国部落調査』が欲しいというものです。日本の歴史には2つの大きな謎があつて、それは皇室の起源と賤民の起源だと説明されました。この2つは対極にありながら、日本という国が生まれた過程を解き明かす上で最重要課題であり、未解明であるということに熱っぽく語る方もいらっしゃいました。

なお、新聞やテレビからも取材がありましたが、全ての記者が「そもそも部落が何なのかよく分からない」という程度のレベルでした。

『全国部落調査』の凄いところは、他の文献ではほとんど見つからないような地名が掲載されているところです。その中でも重要なのは、同和対策事業の対象になっておらず、部落解放運動団体も組織されておらず、それでいて貧困も差別も完全に解消されたと考えられる部落です。

差別を解消したいと本気で思うのであれば、むしろ差別が解消された部落の事例を見習うことは非常に有意義なはずです。

例えば、大阪の中崎西や中津が、差別が解消された部落であることは解放同盟関係団体の文献から知っていましたが、現在の日本橋電気街の辺りもかつては部落として報告されていたことは衝撃的でした。立地や歴史的経緯は浪速・西成同和地区と大差ないので、浪速・西成は同和地区指定せずに日本橋電気街と同様の道を進むことが可能であったことを意味します。

また、東京の多摩地域には多くの同和地区指定されていない部落があります。そこを訪れて衝撃的だったのは、都市化により住民が四散したわけでもなく、古くからの農村のコミュニティを残したまま差別が解消されていることです。例えば町田市相原の部落では綺麗に改修された白山神社に寄進者の名簿が掲げられていましたし、同じく町田市の南澤部落はURの団地建設のために南台と名前を変えて移転していましたが小沢家の守り神である白山神社が存在したことはしっかりと伝承されていました。また、準備書面に書いたとおり国立市谷保では白山神社の世話

人が原告宮瀧順子による解放同盟の活動を痛烈に批判する状況でした。

先日は川崎市内の3箇所部落で白山神社の寄進者や古い墓地の墓石を手がかりに、古くからある家を訪れて川崎市の同和生活相談事業について聞き込みをしましたが、そこが部落であることを知る住民さえ皆無で、逆にどの範囲が部落なのか興味ありげに聞かれることもあるような状況でした。

そのような状況は都市部だけかと思ったらそうではなくて、『全国部落調査』にある奈良県生駒郡平群町椿井の部落を訪れたら、そこは同和地区指定されておらず、地元の人に聞いても「ここは部落と言っても、もう消えてるんじゃない？」と言われて、「平群なら若井が有名やけどな」と川を挟んだ向こう側に見える若井部落の改良住宅群を眺めながら他人事のように話す状況でした。

こういった事例を見るにつけ、部落は地名で差別されているのではなくて、差別が解消するかどうかは実際の地域の有り様によるものと感じています。そして、同和行政や解放同盟の活動は差別解消のためには負の要因であったのではないかという思いを強くしています。

これまで述べてきたような私の研究は行政や解放同盟にとって非常に都合が悪くと思います。同和行政や解放運動の意義を根底から否定することになりかねないからです。しかし、学問はそのような政治的事情からは完全に独立したものです。

原告らは部落の地名が人格権に属するものだと主張しますが、誰にも関係しうる地名というものが個人の人格に属すると本気で信じる人はいません。また、歴史は万人のものであり、政治的意図を持った特定の集団が支配できるものではありません。

原告らは早く洗脳から解放され、自由になるべきです。